

流域下水道事業の設置等に関する条例及び知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第43号

流域下水道事業の設置等に関する条例及び知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
(流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 流域下水道事業の設置等に関する条例（令和元年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 4 条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の 2 の 8 第 8 項</u> の規定に基づく流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、賠償責任の全部又は一部を免除するときとする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 4 条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の 2 の 9 第 8 項</u> の規定に基づく流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、賠償責任の全部又は一部を免除するときとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 2 条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年岩手県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の 2 の 7 第 1 項</u> の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは監査委員又は職員（同法 <u>第243条の 2 の 8 第 3 項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第 2 条 知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の 2 の 8 第 1 項</u> の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは監査委員又は職員（同法 <u>第243条の 2 の 9 第 3 項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第 2 条 知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して

得た額について免れさせる。 (1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア～エ [略] (2) 地方警務官 地方自治法施行令<u>第173条の4第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア・イ [略]	得た額について免れさせる。 (1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア～エ [略] (2) 地方警務官 地方自治法施行令<u>第173条の5第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア・イ [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。